平成２１年（フ）第５３０号
岐阜県瑞穂市穂積1865番地１　スカイホーク井上510号
債務者　塩崎由佳梨
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３１８号
兵庫県川西市小花２丁目７番３―802号
債務者　渡辺　雅彦
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３３１号
兵庫県伊丹市荒牧７丁目９番７号
債務者　平野ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３３２号
兵庫県伊丹市昆陽東５丁目２番34―202号、前住所福岡県福岡市博多区諸岡２丁目５番33―505号
債務者　中島　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３３７号
兵庫県伊丹市西野３丁目195番地エトワール103号、前住所兵庫県伊丹市西野６丁目40番地３
債務者　榎原　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０４号
兵庫県豊岡市下陰238番地の７
債務者　谷口貴二郎
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第９６３号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目15番22号
債務者　森山嘉多士
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５４号
北九州市戸畑区丸町３丁目６番11―302号
債務者　大捕　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２０４号
福島県郡山市八山田４丁目24番地　市営住宅１―２―306
債務者　佐久間儀一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
福島県郡山市八山田４丁目24番地　市営住宅１―２―306
債務者　渡邊カネ子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１―４―17―４
債務者　増子　　勇
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
兵庫県南あわじ市阿万西町858番地１
債務者　片山　美好
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２３号
山口県防府市大字西浦2379番地の17
債務者　三原　節子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
山口県防府市大字西浦2379番地の17
債務者　三原　進治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地74
債務者　豊増　建吾
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２０２号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地74
債務者　豊増　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２８号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26587番地１
債務者　古賀　一夫
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２３１号
佐賀県武雄市山内町大字大野12111番地
債務者　朝重　眞治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　佐賀地方裁判所武雄支部